

令和8年2月24日

市議会議員 様

柳井市長 井原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- 議案第 1 号 柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 柳井市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 3 号 柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第 4 号 柳井市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 5 号 柳井市火入れに関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 柳井市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 7 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 8 号 柳井市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 10号 財産の取得について
- 議案第 11号 令和8年度柳井市一般会計予算
- 議案第 12号 令和8年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 13号 令和8年度柳井市市有林野区事業特別会計予算
- 議案第 14号 令和8年度柳井市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 15号 令和8年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 16号 令和8年度柳井市下水道事業会計予算
- 議案第 17号 令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 18号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 19号 令和7年度柳井市市有林野区事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 20号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 21号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 22号 令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第 1 号 平郡航路有限会社の経営状況について

柳井市告示第11号

令和8年第1回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月24日



柳井市長 井原健太郎

1 期 日 令和8年3月9日

2 場 所 柳井市議会議場



## 議案第1号

柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

### 柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
  - 第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）
- 第3章 雑則（第33条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業

者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の2

0 第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和2

3年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者

のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第2号

柳井市行政手続条例の一部改正について

柳井市行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市行政手続条例の一部を改正する条例

柳井市行政手続条例（平成17年柳井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「「当事者又は参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「「同項第3号及び第4号」」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の柳井市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第3号

柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について

柳井市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

柳井市職員退職手当支給条例（平成17年柳井市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第4号

柳井市国民健康保険税条例の一部改正について

柳井市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

柳井市国民健康保険税条例（平成17年柳井市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（以下この条において「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.33を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,430円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 910円

(2) 特定世帯 455円

(3) 特定継続世帯 682円

附則第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第17項及び第18項中「第6条、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第19項及び第20項中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の柳井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

柳井市火入れに関する条例の一部改正について

柳井市火入れに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 9 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市火入れに関する条例の一部を改正する条例

柳井市火入れに関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項及び第 2 項中「乾燥注意報」の次に「、林野火災注意報、林野火災警報」を加え、「発令された」を「発せられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

柳井市営住宅条例の一部改正について

柳井市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 9 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市営住宅条例の一部を改正する条例

柳井市営住宅条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 39	準耐火構造平家建て	12
----------	-----------------	-------	-----------	----

を

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 39	準耐火構造平家建て	8
----------	-----------------	-------	-----------	---

に、

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 40	準耐火構造平家建て	28
----------	-----------------	-------	-----------	----

を

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 40	準耐火構造平家建て	24
----------	-----------------	-------	-----------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

辺地に係る総合整備計画の変更について

平郡東辺地及び平郡西辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

総合整備計画書新旧対照表

市町村名：柳井市  
 辺地名：平郡東辺地

変更前		変更後		備考		
3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)		3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)				
施設名	区分 事業 主体名	事業費		財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		特定財源	一般財源	特定財源	一般財源	
渡船施設 (照明灯、防眩材の更新事業、浮桟橋整備事業)	柳井市	12,000	20,000	30,000	20,000	20,000
診療施設 (平郡診療所医療機器等導入・更新事業)	柳井市	7,774	16,486	8,703	9,641	8,600
飲用水供給施設 (避雷器更新事業)	柳井市	600	1,180	600	580	500
飲用水供給施設 (昇圧ポンプ等更新事業)	柳井地域 広域水道 企業団	3,332	6,532	5,200	5,072	5,000
高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (平郡ダイヤサービスセンター改修事業)	柳井市	0	1,187	0	1,187	1,100
合計		23,706	45,385	44,503	36,480	35,200

総合整備計画書新旧対照表

市町村名：柳井市  
 辺地名：平郡西辺地

		変更前				変更後				備考
3 公共的施設の整備計画										
令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)										
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内容 特定財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内容 特定財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	
渡船施設 (照明灯、防眩材の更新及び 航路浚渫事業)	柳井市	20,000	14,000	6,000	渡船施設 (照明灯、防眩材の更新及び 航路浚渫事業)	柳井市	20,000	14,000	6,000	
渡船施設 (待合所トイレ改修事業)	柳井市	7,646	0	7,600	渡船施設 (待合所トイレ改修事業)	柳井市	7,646	0	7,600	
飲用水供給施設 (避雷器更新事業)	柳井市	629	300	300	飲用水供給施設 (避雷器更新事業)	柳井市	629	300	300	
診療施設、公民館その他の 集会所施設 (平郡西地区コミュニティ施設整 備事業)	柳井市	244,118	0	221,000	診療施設、公民館その他の 集会所施設 (平郡西地区コミュニティ施設整 備事業)	柳井市	431,558	58,551	373,007	事業費の変更
合計		272,393	14,300	234,900	合計		459,833	72,851	386,800	

議案第9号

工事請負変更契約の締結について

令和7年9月議会の議決を経て締結した伊陸小学校屋内運動場改築工事請負契約の一部を下記のとおり変更する契約の締結について、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

契約金額「251,900,000円」を「270,776,000円」とする。

(参 考)

工事名 伊陸小学校屋内運動場改築工事

工 期 自 令和7年9月24日

至 令和8年6月30日

## 議案第10号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

### 記

#### 1 取得する土地の所在、地目、面積及び取得価格

記号	所在地	地目	面積 (㎡)	取得価格 (円)
ア	柳井市伊保庄3487番1	学校用地	1,330	14,111,300
イ	柳井市伊保庄3487番1	学校用地	511	5,421,710
ウ	柳井市伊保庄3485番1	学校用地	1,107	11,745,270
エ	柳井市伊保庄3482番1	学校用地	1,302	13,814,220
オ	柳井市伊保庄3482番2	学校用地	1,104	11,713,440
カ	柳井市伊保庄3481番	学校用地	1,328	14,090,080
キ	柳井市伊保庄3480番	学校用地	370	3,925,700
ク	柳井市伊保庄3478番6	学校用地	211	1,405,260
ケ	柳井市伊保庄3431番	学校用地	390	2,597,400
コ	柳井市伊保庄3473番	学校用地	125	832,500
サ	柳井市伊保庄3483番2	学校用地	1,156	7,698,960
シ	柳井市伊保庄3474番1	学校用地	2,026	13,493,160
ス	柳井市伊保庄3478番8	学校用地	164	1,092,240
セ	柳井市伊保庄3478番9	学校用地	11	116,710
ソ	柳井市伊保庄3472番2	学校用地	51	541,110
タ	柳井市伊保庄2826番1	学校用地	1,778	17,246,600
合計			12,964	119,845,660

2 取得の相手方 個人15名

3 取得の目的 伊保庄地区コミュニティ施設整備用地として

4 取得の方法 随意契約



旧柳井南中学校

学校名

1/1300

縮尺

配置図



承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度柳井市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

令和7年度柳井市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度柳井市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,883,242千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日専決

柳井市長 井原健太郎

第1表 歳入歳出予算補正

[単位 千円]

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
16 県	支出金		1,583,072	22,466	1,605,538
		3 委託金	112,335	22,466	134,801
歳入	合計		20,860,776	22,466	20,883,242

[単位 千円]

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務	費		3,338,415	22,466	3,360,881
		4 選挙費	105,556	22,466	128,022
歳出	合計		20,860,776	22,466	20,883,242

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入) [単位 千円]

16 県	支 出 金	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	
				支 入 合 計	支 出 合 計
		1,583,072	22,466		1,605,538
歳 入	合 計	20,860,776	22,466		20,883,242

(歳出) [単位 千円]

2 総	務 費	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
		3,338,415	22,466	3,360,881	22,466		
歳 出	合 計	20,860,776	22,466	20,883,242	22,466		

2 歳 入

(款)16 県支出金  
(項)3 委託金

[単位 千円]

目	補正 の 前 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	112,047	22,466	134,513	3 選挙費委託金	22,466	衆議院議員総選挙委託金
計	112,335	22,466	134,801			

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

[単位 千円]

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
				補正額の財源		節 区 分 金額		
				特 定 財 源	一 般 財 源			
国 支 出 金	地 方 債	其 他						
6 衆議院議員選挙費	0	22,466	22,466	22,466		1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	開票管理者 投票立会人 開票立会人 期日前投票所投票立会人 事務補助員報酬(会計) 時間外勤務手当等 報償費 普通旅費 費用弁償 費用弁償(会計) 消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料 通信運搬費 広告料	13 782 101 851 1,530    27 165 18  1,143 96 187 100  2,748 66

[単位 千円]

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説 明	
				補正額の財源		一般 財源	金額				
				特定財源	その他						
国 支	県 出	金 支	出	債	地方	債	その他				
										手数料	1,517
								12	委託料	ポスター掲示場設置撤去委託料	4,000
								13	使用料及び賃借料	諸借上料 高速道路使用料 投票所借上料 個人演説会借上料	460 125 14 21 300
計	105,556	22,466	128,022	22,466							

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費						合 計 (千円)			
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の 手当(千円)		計 (千円)	共 済 費 (千円)	
補正後	長 等	2		18,660	8,678 (4.650月分)					27,338	4,904	32,242
	議 員	16	67,548		22,988 (3.500月分)					90,536	17,283	107,819
	その他の 特別職	2,061	92,454	7,380	3,432 (4.650月分)			5,535		108,801	3,062	111,863
	計	2,079	160,002	26,040	35,098			5,535		226,675	25,249	251,924
補正前	長 等	2		18,660	8,678 (4.650月分)					27,338	4,904	32,242
	議 員	16	67,548		22,988 (3.500月分)					90,536	17,283	107,819
	その他の 特別職	1,942	90,707	7,380	3,432 (4.650月分)			5,535		107,054	3,062	110,116
	計	1,960	158,255	26,040	35,098			5,535		224,928	25,249	250,177
比 較	長 等	0		0	0					0	0	0
	議 員	0	0		0					0	0	0
	その他の 特別職	119	1,747	0	0			0		1,747	0	1,747
	計	119	1,747	0	0			0		1,747	0	1,747

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給			与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)		職員手当 (千円)					
補正後	(350) 299	356,413	1,208,626		900,871		2,465,910	415,304	2,881,214	
補正前	(335) 299	354,883	1,208,626		899,871		2,463,380	415,304	2,878,684	
比較	(15) 0	1,530	0		1,000		2,530	0	2,530	

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数、暫定再任用短時間勤務職員数及びパパートタイム会計年度任用職員数を外書きしたもの

区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)
補正後	24,632	15,742	603	16,879		1,800	1,065
補正前	24,632	15,742	603	16,879		1,800	1,065
比較	0	0	0	0		0	0
区分							
補正後	83,923	34,740	1,752	525,036	194,699		
補正前	82,923	34,740	1,752	525,036	194,699		
比較	1,000	0	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給		与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)				
補正後	(6) 295	1,171,893	849,235	2,021,128		374,325	2,395,453		
補正前	(6) 295	1,171,893	848,235	2,020,128		374,325	2,394,453		
比較	(0) 0	0	1,000	1,000		0	1,000		

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数及び暫定再任用短時間勤務職員数を外書きしたものの

区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)
補正後	24,632	15,742	603	15,779		1,726	1,065
補正前	24,632	15,742	603	15,779		1,726	1,065
比較	0	0	0	0		0	0
区分	時間外勤務 手当等 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)		
補正後	82,874	34,740	1,752	475,623	194,699		
補正前	81,874	34,740	1,752	475,623	194,699		
比較	1,000	0	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給		与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)				
補正後	(344) 4	356,413	36,733	51,636	444,782	40,979	485,761		
補正前	(329) 4	354,883	36,733	51,636	443,252	40,979	484,231		
比較	(15) 0	1,530	0	0	1,530	0	1,530		

( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書きしたものの

職員手当 の内訳	区分	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当等 (千円)	期末勤勉手当	退職手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		1,100	74	1,049	49,413	
補正前		1,100	74	1,049	49,413	
比較		0	0	0	0	

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度柳井市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原 健太郎

令和7年度柳井市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度柳井市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,903,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月22日専決

柳井市長 井原健太郎

第1表 歳入歳出予算補正

[単位 千円]

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
16 県	支出金		1,605,538	20,648	1,626,186
		3 委 託 金	134,801	20,648	155,449
歳 入	合 計		20,883,242	20,648	20,903,890

[単位 千円]

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務	費		3,360,881	20,648	3,381,529
		4 選 挙 費	128,022	20,648	148,670
歳 出	合 計		20,883,242	20,648	20,903,890

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

[単位 千円]

(歳入)

歳	支	款	補正前	予算額	補正	予算額	計	
							予算額	計
16	県	支出金	1,605,538	20,648			1,626,186	
歳	入	合計	20,883,242	20,648			20,903,890	

(歳出)

[単位 千円]

歳	支	款	補正前	予算額	補正	予算額	補正予算額の財源内訳			
							計	財源		一般財源
								国県支出金	地方債	
2	総	業務費	3,360,881	20,648		20,648				
歳	出	合計	20,883,242	20,648		20,648				
					計	3,381,529				
						20,903,890				

2 歳 入

(款)16 県支出金  
(項)3 委託金

[単位 千円]

目	補正 の 前 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	134,513	20,648	155,161	3 選挙費委託金	20,648	山口県議会議員補欠選挙委託金
計	134,801	20,648	155,449			

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

[単位 千円]

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				国 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他			
7 県議会議員補 欠選挙費	0	20,648	20,648	20,648			1 報酬	選挙長 投票立会人 開票立会人 期日前投票所投票立会人 事務補助員報酬(会計)	13 782 101 785 1,321
							3 職員手当 等	時間外勤務手当等	
							7 報償費	報償費	
							8 旅費	普通旅費 費用弁償 費用弁償(会計)	27 117 18
							10 需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料	1,143 96 187 100
							11 役務費	通信運搬費 広告料	2,748 66

[単位 千円]

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説 明
				補正額の財源		一般 財源	金額			
				特定財源	その他					
国 支	県 金	地方債	その他							
									手数料	1,453
							12 委託料	4,000	ポスター掲示場設置撤去委託料	
							13 使用料及び賃借料	460	諸借上料 高速道路使用料 投票所借上料 個人演説会借上料	125 14 21 300
計	128,022	20,648	148,670	20,648						

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費						合 計 (千円)		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		計 (千円)	共 済 費 (千円)
補正後	長 等	2		18,660	8,678 (4.650月分)				27,338	4,904	32,242
	議 員	16	67,548		22,988 (3.500月分)				90,536	17,283	107,819
	そ の 他 の 特 別 職	2,176	94,135	7,380	3,432 (4.650月分)		5,535		110,482	3,062	113,544
	計	2,194	161,683	26,040	35,098		5,535		228,356	25,249	253,605
補正前	長 等	2		18,660	8,678 (4.650月分)				27,338	4,904	32,242
	議 員	16	67,548		22,988 (3.500月分)				90,536	17,283	107,819
	そ の 他 の 特 別 職	2,061	92,454	7,380	3,432 (4.650月分)		5,535		108,801	3,062	111,863
	計	2,079	160,002	26,040	35,098		5,535		226,675	25,249	251,924
比 較	長 等	0		0	0				0	0	0
	議 員	0	0		0				0	0	0
	そ の 他 の 特 別 職	115	1,681	0	0		0		1,681	0	1,681
	計	115	1,681	0	0		0		1,681	0	1,681

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給			与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)		職員手当 (千円)					
補正後	(365) 299	357,734	1,208,626		901,871		2,468,231	415,304	2,883,535	
補正前	(350) 299	356,413	1,208,626		900,871		2,465,910	415,304	2,881,214	
比較	(15) 0	1,321	0		1,000		2,321	0	2,321	

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数、暫定再任用短時間勤務職員数及びパパートタイム会計年度任用職員数を外書きしたもの

区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)
補正前	24,632	15,742	603	16,879		1,800	1,065
比較	0	0	0	0		0	0
区分	時間外勤務 手当等 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)		
補正後	84,923	34,740	1,752	525,036	194,699		
補正前	83,923	34,740	1,752	525,036	194,699		
比較	1,000	0	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給		与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	(6) 295	1,171,893	850,235	2,022,128	374,325	2,396,453			
補正前	(6) 295	1,171,893	849,235	2,021,128	374,325	2,395,453			
比較	(0) 0	0	1,000	1,000	0	1,000			

( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数及び暫定再任用短時間勤務職員数を外書きしたものの

区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)
補正後	24,632	15,742	603	15,779	1,726	1,726	1,065
補正前	24,632	15,742	603	15,779	1,726	1,726	1,065
比較	0	0	0	0	0	0	0
区内記							
補正後	83,874	34,740	1,752	475,623	194,699		
補正前	82,874	34,740	1,752	475,623	194,699		
比較	1,000	0	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給		与		費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)				
補正後	(359) 4	357,734	36,733	51,636	446,103	40,979	487,082		
補正前	(344) 4	356,413	36,733	51,636	444,782	40,979	485,761		
比較	(15) 0	1,321	0	0	1,321	0	1,321		

( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書きしたものの

職員手当 の内訳	区分	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当等 (千円)	期末勤勉手当	退職手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		1,100	74	1,049	49,413	
補正前		1,100	74	1,049	49,413	
比較		0	0	0	0	

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

秋本和正



同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

高杉富美江



同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

岩政博敏



同意第5号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

小原秀夫



同意第6号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

須内美穂



同意第7号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を柳井市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

記

市木光夫



報告第1号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和7年度平郡航路有限会社の決算に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和8年3月9日提出

柳井市長 井原健太郎

## 第50期(令和7年度) 事業報告書

平郡航路有限会社の第50期(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)の経営状況を次のとおり報告します。

### 1 決算状況及び期末剰余金の処理について

第50期における収益は、運航収益が6,659万6,986円、営業収益が244万8,430円、特別収益が7,226万5,020円となり、合計額は1億4,131万436円となりました。前期と比較すると、15.6%の増収となっています。

これに対して費用は、運航費用が1億4,632万9,540円、営業費用が2,615万5,575円となり、合計額は、1億7,248万5,115円となりました。前期と比較すると、26.7%の増額となっています。

その結果、収益から費用を差し引いた当期の純損失は、3,117万4,679円となりました。なお、国、県及び市からの離島航路補助金を除いた純損失額は、1億343万9,699円となっています。

期末剰余金の処理については、前期繰越欠損金4,036万5,175円に当期純損失を加算した7,153万9,854円を次期繰越欠損金として計上しています。

### 2 主要収支の増減理由について

運航収益については、旅客運賃収入が前期比236万2,790円の減収、手荷物運賃は3万760円の減収、自動車航送運賃は226万9,690円の増収、貨物運賃は64万7,510円の減収となっています。

また、雑収入については、新造船の建造を進めるに当たり「平郡～柳井航路改善計画」を策定した際の国庫補助金が含まれていることから、346万9,975円の増額となり、運航収益全体では、前期比276万2,875円の増額となっています。

運航費用については、A重油の年平均単価が4.76円上昇したことにより、燃料潤滑油費が前期比313万9,301円の増額、船員費は退職手当の支払いもあり、1,962万119円の増額、船舶の老朽化により、船舶消耗品費は164万4,517円の増額、船舶修繕費は637万7,173円の増額、運航費用全体で3,042万1,156円の増額となっています。

また、営業費用については、「平郡～柳井航路改善計画」の策定委託料の支払いがあり、店費が570万2,591円の増額、営業費用全体で680万3,654円の増額となっています。



# 損 益 計 算 書

平郡航路有限会社

自 令和6年10月 1日  
至 令和7年 9月30日

単位:円

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【運航費用】</b>	<b>146,329,540</b>	<b>【運航収益】</b>	<b>66,596,986</b>
旅客費	3,482,960	旅客運賃	25,263,910
手荷物取扱費	45,792	手荷物運賃	457,920
自動車航送費	3,710,359	自動車航送運賃	29,923,090
貨物費	1,849,148	貨物運賃	4,616,630
燃料潤滑油費	41,090,671	郵便・信書便航送料	1,112,666
養缶水費	184,176	雑収入	5,222,770
港 費	1,348,353		
運航費用雑費	132,573		
船員費	65,650,738	<b>【営業収益】</b>	<b>2,448,430</b>
船舶消耗品費	3,360,234	受取利息	43,388
船舶修繕費	24,069,479	雑収入	2,405,042
船費雑費	1,082,197		
船舶備品費	322,860		
		<b>【特別収益】</b>	<b>72,265,020</b>
		航路補助金	70,793,172
<b>【営業費用】</b>	<b>26,155,575</b>	輸送補助金	1,471,848
船舶保険料	2,380,282		
賃借用船料	1,100,000		
航路附属施設費	1,042,112		
店 費	19,494,265		
輸送援助費	2,138,916		
税引前当期純利益金額	-31,174,679		
当期純利益	-31,174,679		
合 計	141,310,436	合 計	141,310,436

## 対前期比較

自 令和6年10月 1日  
至 令和7年 9月 30日

単位：円

期 科 目	第50期 (令和7年度) (令和6年10月 ～令和7年9月)	第49期 (令和6年度) (令和5年10月 ～令和6年9月)	増 減	増減率
<b>1 収 益</b>				
<b>A 運航収益</b>	<b>66,596,986</b>	<b>63,834,111</b>	<b>2,762,875</b>	4.3%
1 旅客運賃	25,263,910	27,626,700	-2,362,790	-8.6%
2 手荷物運賃	457,920	488,680	-30,760	-6.3%
3 自動車航送運賃	29,923,090	27,653,400	2,269,690	8.2%
4 貨物運賃	4,616,630	5,264,140	-647,510	-12.3%
5 郵便・信書便航送料	1,112,666	1,048,396	64,270	6.1%
6 雑収入	5,222,770	1,752,795	3,469,975	198.0%
<b>B 営業収益</b>	<b>2,448,430</b>	<b>2,921</b>	<b>2,445,509</b>	—
1 受取利息	43,388	2,921	40,467	—
2 雑収入	2,405,042	0	2,405,042	皆増
<b>C 特別収益</b>	<b>72,265,020</b>	<b>58,413,789</b>	<b>13,851,231</b>	23.7%
1 航路補助金	70,793,172	56,440,248	14,352,924	25.4%
2 輸送補助金	1,471,848	1,973,541	-501,693	-25.4%
3 前期損益修正益	0	30,152	-30,152	皆減
<b>収 益 計</b>	<b>141,310,436</b>	<b>122,280,973</b>	<b>19,029,463</b>	15.6%
<b>2 費 用</b>				
<b>A 運航費用</b>	<b>146,329,540</b>	<b>115,908,384</b>	<b>30,421,156</b>	26.2%
1 旅客費	3,482,960	3,584,268	-101,308	-2.8%
2 手荷物取扱費	45,792	48,868	-3,076	-6.3%
3 自動車航送取扱費	3,710,359	3,659,410	50,949	1.4%
4 貨物費	1,849,148	2,085,072	-235,924	-11.3%
5 燃料潤滑油費	41,090,671	37,951,370	3,139,301	8.3%
6 養缶水費	184,176	183,132	1,044	0.6%
7 港費	1,348,353	1,251,028	97,325	7.8%
8 運航費用雑費	132,573	126,515	6,058	4.8%
9 船員費	65,650,738	46,030,619	19,620,119	42.6%
10 船舶消耗品費	3,360,234	1,715,717	1,644,517	95.9%
11 船舶修繕費	24,069,479	17,692,306	6,377,173	36.0%
12 船費雑費	1,082,197	1,215,800	-133,603	-11.0%
13 船舶備品費	322,860	364,279	-41,419	-11.4%
<b>B 営業費用</b>	<b>26,155,575</b>	<b>19,351,921</b>	<b>6,803,654</b>	35.2%
1 船舶保険料	2,380,282	2,249,673	130,609	5.8%
2 船舶税金	0	0	0	増減なし
3 消費税	0	0	0	増減なし
4 船舶利子	0	0	0	増減なし
5 船舶減価償却費	0	0	0	増減なし
6 航路附属施設減価償却	0	0	0	増減なし
7 賃借用船料	1,100,000	800,000	300,000	37.5%
8 航路附属施設費	1,042,112	1,038,726	3,386	0.3%
9 店費	19,494,265	13,791,674	5,702,591	41.3%
10 輸送援助費	2,138,916	1,471,848	667,068	45.3%
<b>C 特別損失</b>				
1 前期損益修正損	0	841,747	-841,747	皆減
<b>費 用 計</b>	<b>172,485,115</b>	<b>136,102,052</b>	<b>36,383,063</b>	26.7%
<b>3 差引当期純利益</b>	<b>-31,174,679</b>	<b>-13,821,079</b>	<b>-17,353,600</b>	—